（手当の内払）

2　この政令による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この項において「旧令」という。）別表第五の規定により死体処理手当又は災害派遣等手当を支給された職員で新令附則第二十四項の規定により読み替えて適用される新令別表第五の規定による死体処理手当又は災害派遣等手当の支給を受けることとなる者については、旧令別表第五の規定により支給された死体処理手当又は災害派遣等手当は、それぞれ同項の規定により読み替えて適用される新令別表第五の規定による死体処理手当又は災害派遣等手当の内払とみなす。

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　**直人**

スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十一号

スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十三年九月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
外務大臣　松本　剛明

東日本大震災による特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十二号

東日本大震災による特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であって、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十八条第一項の規定による事業報告書等（同項に規定するものをいう。以下同じ。）及び役員名簿等（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の作成及び備置きの義務並びに同法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等（同法第二十八条第二項に規定するものをいう。）の提出の義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、平成二十三年九月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百九十三号

東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であって、次に掲げる義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、平成二十三年九月三十日とする。

一　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益法人認定法」という。）第二十一条第一項の規定による同項に規定する書類の作成及び備置きの義務

二　公益法人認定法第二十一条第二項の規定による同項各号に掲げる書類の作成及び備置きの義務

三　公益法人認定法第二十二条第一項の規定による公益法人認定法第二十一条第四項に規定する財産目録等の提出の義務

四　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第百二十七条第三項の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十九条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等及び整備法第百二十七条第一項に規定する公益目的支出計画実施報告書の提出の義務

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**